

仕様書

1 件名

令和8年度八王子旧集合住宅歴史館に係る産業廃棄物等の収集・運搬及び処分業務

2 履行場所

住所：東京都八王子市石川町 2683-3

名称：旧集合住宅歴史館

※敷地図は別添のとおり

3 履行期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

4 廃棄物等の品目と予定数量及び単位

No	品目	数量	単位
①	廃油	250	kg
②	廃油（特別管理産業廃棄物）	140	kg
③	混合廃棄物（空容器）	20	kg
④	蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）	80	kg
⑤	混合廃棄物（ヒューズ）	30	kg
⑥	廃油（重油）（ドラム缶）	1	缶
⑦	金属くず（ガスボンベ（酸素、炭酸）（小型））	5	本
⑧	金属くず（不明（小型））	1	本
⑨	金属くず（ガスボンベ（窒素、ヘリウム）（大型））	4	本
⑩	コンクリートくず	2.5	m ³

5 その他

- (1) 業務は、原則として平日の9:00から17:00までの間に行うこととし、土曜日、日曜日、祝日の作業は実施しないこととする。ただし、緊急の場合、発注者の指示がある場合はこの限りではない。
- (2) 業務従事者は、受注者の職員である身分証明書の呈示を行い、身分を明らかにする名札を着用すること。
- (3) 作業にあたっては、歩行者等に危険のないよう必要に応じて安全措置を講ずること。
- (4) 周辺居住者等からの作業に対する苦情等の処理は、必要に応じて発注者と協議した上で、受注者の責任において行うこと。
- (5) 蛍光灯等の水銀使用製品を取り扱う際は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、破損・漏えい・飛

散防止のため措置を講じること。

- (6) 作業後は、集積場所ごとに必要に応じて掃き掃除・くず拾い等の簡易な清掃を実施し、美化に努めること。
- (7) 廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）により報告すること。また、これに係る経費については受注者の負担とすること。
- (8) マニフェスト及び請求の基本単位は「キログラム」とする。
- (9) 本仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、担当者の指示によるものとするほか、現地において発注者と打合せをし、歩行者及び周辺居住者等とのトラブルのないよう十分留意して作業を行うものとする。

以 上

